

京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：令和2年1月31日（金）

場 所：職員会館かもがわ 3階

1 生命維持にかかる意思確認書に関する周知物（案）について・・・資料1

○事務局 生命維持にかかる意思確認書の周知物（以下「周知物」という。）については、第24回自立支援協議会で問題提起があったことを受け、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、検討、作成した。今回、権利擁護部会での意見を求め、次回の自立支援協議会に諮りたい。

●委員 意思確認書の有効期限を「定めましょう」とあるが、期限を設ける意図は何か。

○事務局 本人の意思、体調、状況が変化することを踏まえてのことである。定める必要がないケースもあると認識しており、表現は検討したい。

●委員 周知、活用方法はどうか。医療機関側が周知物を認識していないと円滑に運用できない。

○事務局 配布方法は検討中。医療機関への周知については今後お示しする。

●委員 その場で心臓マッサージ、人工呼吸器が必要な場面では、本人の意思は確認できないがどうするのか。また、人工呼吸器の使用を中止したい場合、医師が責任を問われることもあるので、よほどのことがないと機器を取り外さないと聞いたことがある。生命維持の処置の有効期限を定めることができるのか。

○事務局 支援者や家族も周知物を参考としてもらうことを想定している。また、周知物は、医療処置の有効期限を定める目的ではなく、意思表示に有効期限を定めることを提案するものである。

○事務局 本部会でいただいたご意見はWGで検討していく。また、3月の自立支援協議会でも説明する。

2 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について 資料2

【交通局 No.1】

●委員 「筆談に応じます」だけではなく、「筆談に応じますので、必要な方は、お申し出ください」とすれば、より伝わるのではないか。

●委員 交通局の管理職向けの職員研修で、聴覚障害者の日常生活の困難な点や基本的な手話や筆談などのコミュニケーション方法について、話をした。聴覚障害といっても、一人一人聞こえの程度は様々で、その人に合ったコミュニケーション方法も様々であること。また、筆談では内容が理解できない場合もあるため、コミュニケーションを取る中で、内容が伝わっているかも確認しながら対応する必要がある。参加された方には、理解していただいたと考えており、全職員にも浸透するよう、引き続き、研修の機会を設けてほしいことを要望した。

【障害者差別解消法の認知度等について】

●委員 相談窓口の周知が十分ではないと感じている。支援者の中にも、この内容であれば、府なのか市なのか、どこに相談したらよいか分かっていない現状もある。

○事務局 相談対応については、府の相談員と市の障害保健福祉推進室の担当職員とでは、密に連携を図っており、どちらに相談にいつでも適切に対応できるように取り組んでいる。

法施行から3年が経ち、法の見直しの議論もなされている中、改めて相談対応の取組のことも含めて、周知してまいりたい。

【特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会からの事例】

●委員 本件については、あらゆる病院において、起こり得る事例と考え、情報共有させていただきたい。

○事務局 このように事例を挙げていただくことは、ありがたい。この場で共有することも大事であるし、権利擁護部会の資料は、公開しており、広く周知される効果もある。

●委員 京都府視覚障害者協会は、京都市から委託を受けて、「視覚障害者入院時意思疎通支援事業」を実施しているが、このように現場で活用していただいていないのは残念だ。

視覚に障害のある方が入院された際、院内生活や手術等に関する情報を文書等で得ることが困難で、医療従事者との意思疎通が円滑にできないことがある。代筆・代読・音声訳により意思疎通を支援するために支援者を派遣している。

必要な方に活用してもらえよう、制度の周知にもご協力をお願いしたい。

●委員 緊急入院の場合は、手続き上、支援員が入るまでに時間がかかると思う。その間は、医療機関において、できる配慮をお願いしたい。

○事務局 「視覚障害者入院時意思疎通支援事業」は、京都市としても重要な事業と考え、以前に開催した本部会において、情報提供させていただいた。引き続き、周知への協力をお願いしたい。

病院の対応については、厚労省が医療機関向けに作成している対応指針が徹底されていないことが、課題の一つと考える。

法の見直しの議論の動向も注視しながら、京都府とも連携して周知を図ってまいりたい。

●委員 障害者差別解消法が施行されて3年が経過し、見直しの議論もされている。改めて、法の趣旨について、各構成機関においても周知に努めていく必要があると考える。

3 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（情報支援）

・・・資料3-1, 3-2

○事務局 議論の進めかたとして、本日は、照会に対し回答していただいた取組事例と質問事項等を団体ごとに御説明いただき、次回以降、資料3-2としてカテゴリごとに分類したものを、掘下げて検討することを提案する。

→異議なし。

団体ごとに回答した内容の補足、説明等を行う。詳細は資料3-1のとおり、摘録には補足説明のみ記載する。京都府自閉症協会は欠席のため説明なし。

○公益社団法人京都府視覚障害者協会

拡大文字はゴシックの14ポイントを使用している。

点訳された郵便物は、点訳により問い合わせ先が分かるだけでも有効だが、公共機関からの郵便物は、プライバシーにかかる内容も点訳が必要。保険料や税を例示したのは、その人の収入な

どが類推できる情報であり、本人以外には知られたくないという思いが強い。

視覚障害者には文字情報の提供が重要だが、それ以外にも、ヘルパー等による情報提供も重要。介護ではなく、情報提供という形での支援ができるよう、講習会等を行っている。

ウェブサイトを作成する際はJIS規格に沿うよう協力をお願いする。

ウェブサイトに関しては、画像による認証サービスが視覚障害者には利用できないことが課題と感じている。例えば、パスワードも画像認証が必要だと利用できない。

○特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会

障害者に関する授業の授業参観に参加した際、保護者は授業内容には興味を示していなかった。親の世代にも啓発できるよう、PTAとの連携や発信できる機会の増加を教育委員会に要望している。

○公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会

事務局の移転先を探しているところであり、今回のテーマは、移転先の選定基準としての情報支援を考えるきっかけとなった。

手話による対応が可能な会員が常に控えているわけではないので、事前の申し出により調整している状況である。手話による対応の協力依頼がある場合は、会員間で情報共有し、調整している。

○京都司法書士会

「地域連携推進委員会」での取組とは、関係者が同席して相談を受けることである。

○京都弁護士会

出張相談先の精神科病院は、事前に提携ができていところである。多くの病院は弁護士の出張をあまり受け入れてくれないが、提携先は増やしたい。

入院患者向けのマニュアルとは、障害当事者の作成したイラストを活用しわかりやすく説明したものである。

人的支援については記載していないため補足説明する。弁護士会でも司法書士会と同様、地域のネットワークへの参加を行っている。

障害者及び高齢者に特化した相談会を行っている。

弁護士会の障害者委員会が、ネットワーク会議に参加し障害者及び高齢者向けの啓発活動を行っている。

○京都市中部障害者地域自立支援協議会

グループホームの案内シートについては、虐待からの避難ケースもあるため、分かりやすい情報提供と秘密の保持の両立が難しい。

東部自立支援協議会の取組例で、「グラフィッカーの協力を得て、視覚的に理解しやすいコミュニケーションを図る」というのは、好事例と考える。当協議会の中でも共有したい。

○京都市東部障害者地域自立支援協議会

資料のとおり

○社会福祉法人京都市社会福祉協議会

「館内」とは「ひとまち交流館 京都内」のことである。

資料に挙げた内容で完全とは考えておらず、他団体の対応も参考にしたい。

意見交換を踏まえ、実際に案内する職員の認識も高めたい。

【各団体の取組事例についての質疑応答】

- 委員 京都市中部障害者地域自立支援協議会の照会２に対する回答のなかで、市民しんぶんが配布されないとあるが、これは、障害者自身が町内会に未加入であるという意味か。
- 委員 個別のケースを想定しているのではなく、情報は広く配布してほしいという意味である。
- 委員 地域で、こういった障害のある方がおられるのかといった情報が共有されることは、その地域での暮らしやすさ、災害時の支援などにつながると考える。

そういったことを進めていくために、各構成機関でどう取り組んでいくか議論することも大事である。

以上